登録申請者をいう。以下この条及び第百五十二条の二の三において同じ。）が法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。

一　労働金庫電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先（登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。）

二　加入する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の名称

三　労働金庫電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

四　他に業務を営むときは、その業務の種類

2　前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等が登録申請者である場合にあつては、登録申請書（銀行法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第百五十二条の二の三において同じ。）に記載することを要しない。

（労働金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

**第百五十二条の二の二**　銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　労働金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

二　取り扱う労働金庫電子決済等代行業に係る業務の概要

三　労働金庫電子決済等代行業の実施体制

［条を加える。］

2　前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　労働金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制

二　労働金庫電子決済等代行業に係る業務（法第八十九条の五第二項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、労働金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三　労働金庫電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

（登録申請書のその他の添付書類）

**第百五十二条の二の三**　銀行法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第八十九条の五第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

［条を加える。］